

第2章 施策の基本方針(体系図・概要)

1 あらゆる分野における女性の活躍	
(1) 男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	
① 働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備	P 18
ア 経営者・管理職の意識啓発	
イ 官民協働による啓発と働き方の見直し	
ウ 多様な働き方への支援	
② 仕事と子育てとの両立	P 21
ア 子育てと仕事が両立できるよう保育所等の環境整備の促進	
イ 地域における子育て支援策の充実	
③ 退職後の再就職・起業等の支援	P 23
ア 結婚・出産・子育てのための退職後の再就職の支援	
イ 女性起業家等への支援	
④ 働く男女の健康管理対策の推進	P 24
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	
① 政策・方針決定過程への女性の参画促進	P 30
ア 審議会等委員等への女性の参画促進	
イ 大阪府職員・教員等における女性の登用の促進	
ウ 企業等における女性の登用の促進	
エ 医療分野における女性の参画の拡大	
オ 地域で活動する組織等への女性の参画の促進	
② 理工系分野等の女性人材の育成	P 33
(3) 女性の活躍推進	
① 女性活躍推進法に基づく取組の実施	P 38
ア 「推進計画」の策定	
イ 「特定事業主行動計画」の策定と推進	
ウ 「一般事業主行動計画」の策定・実施の促進	
エ その他	
② 男女雇用機会均等の更なる推進	P 40
ア 普及啓発等	
イ セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメントの防止	
2 健やかに安心して暮らせる社会づくり	
(1) 生涯を通じた男女の健康支援	
① 女性の健康対策の推進	P 45
ア 妊娠・出産等に関する健康支援	
② 思春期における性に関する適切な情報の提供と保健対策の推進	P 46
ア 性に関する適切な情報の提供と「性に関する指導」の推進	
イ 思春期における保健対策の推進	
③ 子どもの保健・医療の推進	P 47
④ 成人期・高齢期における健康づくりの推進	P 48
⑤ 喫煙・飲酒・薬物などによる健康被害の防止	P 49

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
① 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発等の推進	P 52
② 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた取組の推進	P 53
ア 配偶者等からの暴力（DV）への対策の推進	
イ 性犯罪への対策の推進	
ウ 買売春・人身取引への対策の推進	
エ ストーカー行為等への対策の推進	
オ セクシュアルハラスメント防止対策の推進	
(3) 様々な困難を抱える人々への支援	
① 困難な状況を抱える人々の課題解決のための支援の強化	P 59
② ひとり親家庭や障がい児への支援	P 60
③ 子育て世帯への支援	P 61
ア 子育て費用の負担軽減	
イ 女性や子育て世帯等にやさしいまちづくり	
ウ 児童虐待等への対応、子どもの安全安心の確保	
④ 高齢者・障がい者福祉の充実及び就業促進	P 64
ア 高齢者福祉の充実及び就業促進	
イ 障がい者福祉の充実及び就労支援	
⑤ 高齢者・障がい者が暮らしやすいまちづくり	P 65
⑥ 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援	P 66
3 全ての世代における男女共同参画意識の醸成	
(1) 子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発	
① 子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進	P 69
ア 男女平等を進める教育・学習の推進	
イ 家庭・地域等における男女平等に関する教育・学習の推進	
(2) 男女共同参画意識の醸成	
① 身近な問題として、理解と共感を広げる取組の推進	P 74
② オピニオンリーダー層への意識啓発	P 75
③ 多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保	P 76
ア 自己実現を可能にする学習機会の確保	
イ 女性のためのエンパワーメントとチャレンジのための能力開発、学習機会の充実	
④ 男性に対する男女共同参画意識の醸成	P 77
⑤ 女性の人権を尊重した表現の推進	P 78
⑥ 男女共同参画にかかわる調査・研究、情報の収集・提供	P 79
(3) 地域活動への参画促進	
① 地域における男女共同参画の促進	P 82
ア 自治会等地域における男女共同参画の推進	
イ 女性の視点を取り入れた災害対策等の推進	
(4) 多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進	
① 多文化共生の推進、外国人情報コーナーの設置等	P 86